

議第 1574 号

加賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について (石川県決定)

「加賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（計画書）」は別冊 1 のとおり

理 由

平成 17 年 10 月の旧加賀市と旧山中町の合併に従い、現在の加賀都市計画区域（旧加賀市）と山中都市計画区域（旧山中町）を、一つの都市計画区域である加賀都市計画区域に統合し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図ることとした。

これに伴い、統合後の加賀都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する。

加賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（石川県決定） （加賀都市計画区域マスタープラン）

加賀都市計画区域及び山中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を、加賀都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とし、次のように変更する。

本方針は、加賀都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

都市計画区域名	市町村名	範囲	面積
加賀都市計画区域	加賀市	行政区域の一部	14,619ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

加賀都市計画区域では、幸せな暮らしを実感できるまちづくりをめざし、新しい地域づくりに取り組むため、大聖寺川と動橋川が結ぶ「流域の中でともに生き、豊かな自然を守るまち」、九谷焼や山中漆器など「地域固有の文化を磨き、継承・創造するまち」、自然と文化に彩られ、郷土を愛し「地域の未来をともに考え、支えあって生きるまち」を目指し、『温泉・自然・歴史文化を活かし、協働で歩む安心して暮らせるまちづくり』をテーマに、次の基本理念に基づき、住民・事業者・行政のパートナーシップによる個性的できめ細やかなまちづくりを進めていく。

① 流域の恵みを感じる自然と共生したまちづくり

大聖寺川と動橋川が結ぶ流域に育まれた緑地や水辺環境、自然生態系の保全を図るとともに、自然を活かしたゆとりと豊かさを実感できる、環境にやさしく、自然と共生した循環型まちづくりを目指す。

② 景観と人にやさしい安全で快適なまちづくり

それぞれの市街地や集落がもつ美しい景観を活かすとともに、「まち」のもつ機能を互いに補完できるよう、各地域を結ぶ交通体系や情報通信網など、各種ネットワークの強化に努める。

さらに、幹線道路や生活道路、上下水道、公園などの基盤整備を推進するとともに、各種施設のバリアフリー化や防災対策の強化、既存公共施設の有効活用など、人にやさしく安全で快適に暮らし続けることができる生活環境づくりを目指す。

③ ともに支えあう健康で心豊かなまちづくり

保健・医療・福祉の連携や介護、子育て支援など、地域社会との協働のもとに総合的な少子高齢社会対策を推進し、住民が自立した生活が送れるよう、健やかで安心できるまちづくりを推進する。

④ 地場産業が息づく活力と賑わいのまちづくり

九谷焼・山中漆器に代表される伝統・地場産業、魚介類・果樹・茶などに代表される農林水産業など、多様な地域産業の振興を図る。また、全国有数の温泉郷や独自の伝統文化をはじめ、自然や街並み、農山漁村が醸し出す風景などの豊かな地域資源を活用するとともに、優れたものづくり企業の集積地としての基盤強化などにより、活力と賑わいに満ちたまちを目指す。

⑤ 地域に学び未来への創造力を育むまちづくり

歴史的資源の整備や各種文化施設の充実を進めるとともに、ふるさとの伝統文化にふれあう歴史教育の推進などを通じて郷土への愛着・誇りを醸成し、歴史や伝統を未来へと継承・創造できるまちを目指す。

⑥ 住民自治に基づく協働・交流型のまちづくり

住民が積極的に地域を運営し、多様なまちづくり分野を担い、行政が支援していく協働型のまちづくりを目指す。また、複数の地域拠点を有する都市構造の中で、地域相互の連携・交流の推進と、さらなる広域的な交流を促進するなど、交流型のまちづくりを進める。

(2) 地域毎の市街地像

人口が集積する市街地である「大聖寺／山代／片山津／動橋／作見／橋立／山中」の7つを地域拠点に位置付ける。

これらの地域拠点は、周辺地区に不足する商業・医療・福祉などの都市機能の集積を図るとともに、周辺地区との連携を強化する基盤整備を進めるものとする。また、金沢や福井方面との広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

a 商業・業務ゾーン

既存商店街においては、地元住民が主体となり、個性と自主性を活かした、統一された景観や回遊性の高い賑わいのある商店街を形成する。また、北陸新幹線金沢敦賀間開業を見据えて、加賀温泉郷の玄関口に相応しい加賀温泉駅及び周辺の整備を推進する。

山代・山中・片山津温泉は、宿泊施設や商店街及び住民が連携し、総湯を核とした温泉文化を継承しながら、自然の恵みである温泉資源を活かし、回遊性のある滞在型の温泉郷を目指す。

b 居住ゾーン

住宅を中心とした既成市街地内では、良好な住環境の充実を図る。

既成市街地周辺における豊かな自然を有する住宅地では、周囲の自然環境と調和した潤いある住宅地として、環境の保全を図る。

商店や事務所及び町工場などの小規模な商工業施設が共存した地域では、職住が一体となった居住環境を維持する。

大聖寺の山の下寺院群や旧城下町をはじめ、橋立及び瀬越の北前船主の里においては、歴史文化資産を活かした町並み整備などを推進し、市内外の人々が、歴史と風格を感じられる地域づくりを行う。

また、既存の住宅地においては、空き家対策の充実を図り、良好な住環境の保全を進める。

c 工業ゾーン

小塩辻工場団地や宇谷野工業団地及び漆器団地などの既存の工場集積地域並びに新保地区などの工場誘導地域は、産業振興を担う拠点として、伝統・地場産業の活性化や企業誘致、新産業の研究・開発などを推進する。

② 農業ゾーン

生産性の高い優良農地、自然環境・防災上重要な農地は、都市的開発を抑制して積極的に保全する。田園集落においては、無秩序な開発を防止しつつ、周囲の田園や丘陵地と共存した住環境の形成に努める。

③ 自然保全ゾーン

越前加賀海岸国定公園の加賀海岸をはじめ、柴山潟や片野鴨池といった海岸・湖沼などにおいては、自然環境及び景観を保全するとともに、適切な利用を図る。

一般国道8号（(都)加賀国道線）沿道や市街地を取り囲む丘陵地においては、無秩序な開発を防止し、身近な里山として自然と共存した有効利用を図る。

大聖寺川や動橋川の源流域となる山地の森林は、林業の振興と森林を保全するとともに、適切な利用を図る。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域では、これまでも市街地内での基盤整備を実施し、適切な宅地開発の誘導を行ってきた。今後、人口増加は見込めず、無秩序な開発が進行する可能性は低い。また、世帯分離などによる宅地需要も、これまで通り市街地内へ誘導が可能である。

3) 主要な都市計画の決定等の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後も用途地域の指定を継続し、良好な市街地環境の形成を目指す。

また、既に市街地が形成されている山中地区についても、適正な土地利用の推進のために、用途地域の指定を行う。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

ア) 中心商業業務地

大聖寺駅周辺の中心商業業務地は、これまでの商業及び業務ストックを活かした土地利用の高度化を推進するとともに、まちなかへの店舗の誘致などを進めることで、魅力・賑わいの創出を図る。また、北陸新幹線金沢敦賀間開業を見据えて加賀温泉駅を中心に、加賀温泉郷の玄関口に相応しい商業集積を推進する。

一般国道8号（（都）加賀国道線）沿いの商業施設群、既存の商業地は、身近な商業拠点及び来訪者の買物・立寄り拠点として、一層の魅力向上を促進するとともに、緑にあふれ潤いある商業空間づくりに努める。

イ) 一般商業地

一般商業地は既存商店街などを基本として配置し、今後とも地域住民の生活に密着した身近な商店街としての機能充実を図るとともに、沿道の修景などを進めることにより、落ち着きと魅力を備えた商店街の魅力向上を推進しつつ、住環境整備の推進による商業・業務と住環境の共存を図る。

広域幹線道路に位置付けられる一般県道片山津山代線（（都）片山津インター山代線）などの幹線道路の沿道においては、周辺住宅地と調和した適切な土地利用に配慮しつつ、交通利便性を活かした沿道サービス施設の立地を誘導する。

ウ) 温泉地

「山代・山中・片山津」の3温泉地では、独自の温泉文化を継承・再生するとともに、滞在型の交流拠点として、温泉観光をはじめ、温泉療養・健康づくりや

住民のコミュニティ空間など、多様なまちづくり分野へ活用し、自然の恵みである温泉資源を広く活用した温泉郷づくりを展開する。

(工業地)

小塩辻工場団地や宇谷野工場団地、漆器団地などの一団の既存の工場群及び新保地区などの工場利用を促進する地域は、本市の産業振興を担う拠点として、伝統・地場産業の活性化や企業誘致、新産業の研究・開発などを推進する。

(住宅地)

既存の住宅地では、安全な歩行空間の確保や公園の適正管理、下水道の整備などによる身近な居住環境の充実により、誰もが快適に住み続けることができるまちづくりを推進する。

また、まちづくり協定の締結などにより、住民による安全・安心な居住環境づくりを推進する。

② 土地利用の方針

ア) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

土地利用の用途混在化による住環境の悪化を防止するため、用途地域や地区計画などの土地利用規制により、良好な住環境を確保する。

一方、山中地域など、伝統的な地場産業に関する職住一体の土地利用がなされている地域では、地域の活力維持を図るため、用途地域や特別用途地区の指定により、居住環境の保全に留意しつつ、複合的な土地利用を図る。

イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

建物が密集する既成市街地においては、地域の生活利便性・防災性を向上するため、狭隘道路の拡幅整備や側溝の蓋板設置、排水路の改修、建物の不燃化・耐震化、公園・広場など公共空地の確保を進める。

また、伝統的な地場産業を伝承する山中地域や山代地域では、商工業や歴史文化などが融合した居住環境を維持する。

また、空き家対策の推進により、市街地の空洞化を抑制すると共に、防災及び防犯の推進を図る。

ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

自然豊かなまちを形成するために、まちなかに残された良好な緑が保全される仕組みづくりを進めるとともに、拠点となる公園や公共施設などの緑と、軸となる河川や道路の緑を充実させたネットワークの形成を図る。

まちづくりにあっては、地域の身近な自然環境に対する認識を深め、地域の植生や生態系及び生物多様性などに配慮した緑の保全、創出を進め、地域らしさを持った潤いある都市環境の形成を図る。

エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

平野や丘陵部における優良な農地は、食料の提供とともに雨水の貯水機能などの環境保全機能を担っており、都市生活を支える貴重な緑地のひとつとして、無秩序な開発を抑制し、健全な農地の保全と農業の振興を図る。

オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

河川からの溢水や内水湛水、津波、土石流、地すべり、がけ崩れその他の災害の危険性が高い地域においては、市街化を抑制するとともに、流域における保水・貯水機能を確保した都市づくりに努める。

カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

越前加賀海岸国定公園に指定された海岸部や湖沼、国の天然記念物である鹿島の森、海浜植物群が生育する砂丘地や松林、ラムサール条約湿地の片野鴨池などの湖沼は、貴重で身近な緑地・水辺となっており、これら身近で優れた環境の保全を図る。

大日山や富士写ヶ岳に連なる山地の公益的機能の維持・向上を図るとともに、集落周辺の丘陵地において、生活形態の変化にともない損われた里山の景観や生態系を取り戻し、適切な保全と活用に取り組む。

キ) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域が定められていない区域においては、集落地、田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図り、市街地の空洞化と拡散を抑制する。

自然環境と居住環境が調和した秩序ある都市構造を形成するため、土地利用関係の法令などの適切な運用を図りながら、土地の有効利用の促進、土地取引の適正化に努める。また、北陸新幹線の整備計画や集落間を結ぶ道路整備計画を視野に入れた、合理的土地利用に努める。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定等の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

交通施設は、広域ネットワークを形成する北陸自動車道および一般国道8号（（都）加賀国道線）を主に活用し、小松空港や金沢港との連携も含め、東アジアを中心とする海外や国内の三大都市圏など市内外の各地域相互における交流を図るほか、北陸新幹線金沢敦賀間開業に備え、小松空港などの交通拠点や加賀温泉郷へのアクセス向上及び二次交通の充実など、観光客や住民の利便性を確保する。

人口減少や環境問題などを考慮した集約型都市構造を目指し、都市計画道路をはじめとした道路網計画を見直しつつ、地域ネットワーク道路の整備や公共交通の充実、環境問題対策等に有効な都市交通として自転車利用環境ネットワークの整備を推進する。また、道路構造物の長寿命化修繕計画に基づく計画的な補修・更新に取り組む。

超高齢社会の進展を見据えた移動制約者の移動手段確保、広域交流の拡大、地球温暖化防止等の観点から、路線バスによる幹線ネットワークと乗合タクシーによる面的ネットワーク等の公共交通の充実を促進する。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

加賀温泉駅や小松空港などの交通拠点へのアクセス強化に努め、東アジアを中心とした海外や国内の三大都市圏・信越圏及び福井県・岐阜県、石川中央地域などとの広域交流を図る。

石川中央地域及び福井県へのアクセス向上を担う一般国道8号（（都）加賀国道線及び県境部）や南加賀道路のほか、中部縦貫自動車道へのアクセス向上を担う一般国道364号（（都）薬師上原線）などを広域連携軸と位置づけ、これらの軸の拡幅整備を促進し、災害時の安全性向上、地域間及び周辺都市との連携強化を図るとともに、広域交流による経済的發展や、観光地としての活性化を推進する。

これらの軸の整備によって、重要な交通結節点である片山津・加賀の両インターチェンジや加賀温泉駅と加賀温泉郷及び観光地へのアクセス向上を図るとともに、一般県道片山津山代線（（都）片山津インター山代線）や主要地方道山中伊切線（（都）片山津中央線）、一般県道串加賀線、主要地方道小松山中線（（都）山代栗津線）などの幹線道路との連絡性の向上により、加賀市内および小松市やあわら市へのアクセス向上など、市内外の地域の快適な連携を確保する。

自転車利用を促進するにあたり、ルール・マナーを周知するための啓発活動や、安全教室などのソフト施策とともに地域拠点を結ぶ自転車利用環境ネットワークの形成により、安全で快適な自転車通行環境の確保を目指す。

(駐車場)

鉄道駅などは、自家用車や公共交通、自転車などの交通拠点として位置づけ、利便性の高い快適な乗り換え移動ができるよう駐車場を整備し、パーク・アンド・ライドを促進する。

自転車から公共交通などへの円滑な乗り換えを確保するため、交通結節点や主要施設において駐輪場の設置を推進する。

c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
3・3・1	加賀国道線（一般国道 8 号）	一部
3・4・30	山代栗津線（主要地方道小松山中線）	一部
3・5・4	温泉中央南線（主要地方道山中伊切線）	一部
	(仮称) 大聖寺加賀温泉駅線（一般県道串加賀線）	一部

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

公共下水道は大聖寺川処理区と片山津処理区により、用途地域が指定されている区域や市街地を中心として人口密度が高い地域を整備する。

公共下水道以外の区域では、農業集落排水処理施設の整備と合併処理浄化槽の設置を促進する。

公共下水道の処理により発生した汚泥は、エネルギー利用及び肥料・セメントの原料として有効利用を図る。

(河川)

大聖寺川や動橋川等は、水害から地域の人々の生命・財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、整備を行う際には、動植物の生息・生育や周辺の風景との調和に配慮するように努める。さらに、自然とのふれあいの場や、散策や憩いの場となる親水機能に配慮した川づくりに努める。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備は、おおむね 10 年後において進捗率約 90%、20 年後には進捗率 100%を目標として整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

加賀沿岸流域下水道は、大聖寺、山代、作見の用途地域と山中の市街地を中心に配置し、現在整備を進めている大聖寺川処理区（約 710ha）の整備の促進を図る。加賀公共下水道については、片山津の用途地域を中心に配置し、片山津処理区（約 350ha）の整備の促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は、次の通りである。

種 別	名 称
下 水 道	大聖寺川処理区（加賀沿岸流域下水道） 片山津処理区（加賀公共下水道）

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

加賀市環境美化センターにおける廃棄物の適正処理及び資源の有効利用のほか、バイオマスの活用により、持続可能な循環型社会の構築を目指す。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、必要に応じて都市計画に定め、周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行う。

小学校・中学校においては、既存施設の改修を推進するとともに、児童・生徒数の変化に併せた施設配置を検討し、教育文化施設・スポーツ施設においては、ニーズの多様化・高度化に対応した施設整備に努める。また、超高齢社会の到来に対応するため、医療・福祉施設を計画的に整備しアクセス向上を図り、いつまでも住みなれたまちに暮らせる環境づくりを推進する。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

①主要な市街地開発事業の決定等の方針

人口減少と超高齢社会の到来を踏まえ、誰もが安心して住みつけられるような市街地整備に努めるほか、地域特性に応じた集約型都市づくりを推進する。

既成市街地は、生活利便性や防災性の向上を図るほか、地域主体のまちづくりのルールによる土地利用を推進し、住環境の改善を図る。

新たな市街地の形成は抑制しつつ、一定の市街化が進行している加賀温泉駅周辺や一般国道8号（（都）加賀国道線）沿道など、都市機能の集積を図る地域においては、周辺の土地利用と調和した計画的な整備を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針

a 基本方針

ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

越前加賀海岸国定公園に指定されている海岸線、加佐ノ岬や尼御前岬、柴山潟、片野鴨池などの豊かな自然環境、大日山や富士写ヶ岳をはじめとする山地、県民の森や山中・大日山県立自然公園など、変化に富む海岸線や平野部に広がる良好な農地及び豊かな森林は、私たちの生活や産業を支えるとともに、憩いや潤いを提供している。これら貴重な財産である自然環境の保全・再生に努めるとともに、周辺環境と調和した体験活動や、レクリエーションの場として適切な利用を図る。また、地域の自然を守り育てるとともに、都市活動の中で創られる様々な緑を組み合わせ、連続した緑のネットワークを形成し、潤いあるまちづくりを目指す。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統の配置方針

山間部における広大な森林や、森林・田園などの連続性のある一体的な緑地、大聖寺川をはじめとする水辺周辺の緑は、水源の涵養、貴重な動植物の生息地など様々な機能を果たしているため、市の貴重な環境を構成する環境保全緑地として位置付け、今後もこれら緑地の連続性に留意した保全に努める。また、住民が自然環境の重要性を理解できるような意識啓発に努める。

緑地の充実に際しては、ふるさとの樹種による森づくりを推進し、種の採取、育苗、植樹、管理を住民が中心となって実施するとともに、公共施設の緑化についても積極的に推進する。

イ) レクリエーション系統の配置方針

中央公園などの運動・レクリエーション施設は、健康・スポーツをはじめとする多様化するニーズに対応した整備や老朽化した施設、設備の改修を順次行い、さらなる公園機能の充実に努める。

旧大聖寺川をはじめとする川・潟及びため池においては、自然環境や歴史文化

との関わりを調査し、治水、利水機能を維持しつつ、生物の生息環境が維持される整備をするとともに、水とふれあえる親水空間の創出に努める。

ウ) 防災系統の配置方針

総合公園である中央公園は、多様化する住民のレクリエーション活動の促進を図りつつ、災害時における広域的な防災拠点としての機能拡充を促進する。学校や簡易グラウンドなどの施設は、災害時の避難地としての機能強化や、適正な公園の配置を推進する。

災害が発生した場合に備え、医療機関の連携・協力体制やアクセス強化を図るほか、緊急輸送道路の充実及び洪水、土砂崩れ、津波などによる被害を軽減する施設整備並びに建築物などの倒壊・火災による甚大な被害を防ぐための耐震化・不燃化を促進する。

エ) 景観構成系統の配置方針

鶴仙溪、加賀平野、柴山潟、加賀海岸など、個性あふれる自然景観をはじめ、大聖寺山の下寺院群、北前船の里の橋立地区、昭和初期の山村風景を色濃く残す東谷地区などの歴史・文化的景観のほか、白山をはじめとする山々の眺望などについて良好な景観形成を図り、特に伝統的建造物群保存地区である橋立地区、東谷地区およびその周辺については、積極的な景観の保全に努める。

市街地においては、周辺環境と調和した良好な景観の保全・形成に努める。特に大聖寺や山中温泉地区においては、景観形成基準に沿った良好な町並み景観の形成に努める。

また、主要な交通結節点や観光地、それらを結ぶ幹線道路沿いなどにおいては、住民が主体となった緑化を進めることで、都市全体での景観まちづくりを推進する。

ｃ 実現のための具体の都市計画制度の方針

ア) 公園緑地等の配置方針

公園緑地の種別		配置方針
住区基幹公園	街区公園	住民が身近に利用できるように配置する。
	近隣公園	各市街地に、松が丘公園、動橋東部公園、柴山潟湖畔公園、大聖寺ふれあい広場古九谷の杜、桔梗ヶ丘公園を配置する。
	地区公園	山代市街地に松籟公園を配置する。
都市基幹公園	総合公園	大聖寺城址に錦城山公園を配置し、本都市計画区域の中心に位置する作見地区に中央公園を配置する。
その他の公園緑地等	緑地等	市街地内に緑地を確保するために、かたらいの広場、憩いの広場を配置する。
	公共施設等緑地	スポーツ・レクリエーションに寄与する加賀市営野球場などのグラウンドやキャンプ場などを配置する。

イ) 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

地区の種別	指定方針
風致地区	樹林地、水辺などの良好な自然的要素に富んだ万松園、阿児山、大堰宮、山中を風致地区として指定しており、今後も風致を維持し都市環境の保全を図る。